

～ 文部科学省共済組合からのお知らせ ～

国家公務員共済組合連合会直営病院受診時の選定療養費の負担について

国家公務員共済組合連合会の直営病院では、一般病床200床以上の病院が任意で設定できる初診時選定療養費は、国家公務員共済組合員及びその被扶養者の方は免除されていたところですが、平成28年4月からの制度変更により、一般病床500床以上の地域医療支援病院は定額の徴収が責務とされたことにより、次のような取扱いとなっています。

【虎の門病院は「一般病床500床以上の地域医療支援病院」です】

○平成28年4月以降の国家公務員共済組合連合会直営病院の選定療養費の取扱い

	初診時選定療養費 (紹介状なし)	再診時選定療養費 (逆紹介後の受診)
虎の門病院以外 (虎の門分院含む)	200床以上の病院で任意に設定 ※ただし、組合員等は免除	3病院が設定 ※ただし、組合員等は免除
虎の門病院 ※組合員等の免除なし	5,000円＋消費税 (歯科は3,000円＋消費税)	2,500円＋消費税 (歯科は1,500円＋消費税)

(注) 病院を受診した方が、病状が安定したとして他の医療機関へ紹介を受けたにもかかわらず引き続き当該病院での受診を継続した場合、再診時選定療養費を負担することになります。

1. 今般、2018年度診療報酬改定において、「大病院の外来機能の分化の推進」として、上記の対象病院が「一般病床500床以上の地域医療支援病院」から「許可病床400床以上の地域医療支援病院」に拡大されたため、該当する直営病院においては、平成30年4月1日から組合員等の皆さまにご負担が生じる場合がありますのでお知らせします。
2. 連合会直営病院のうち、「許可病床400床以上の地域医療支援病院」は、
虎の門病院(港区)、KKR札幌医療センター(札幌市)、立川病院(立川市)、大手前病院(大阪市)、浜の町病院(福岡市)の5病院となっています。
3. そのため、上記の取扱いにつきましては、

○平成30年4月以降、次のように変更されます。

	初診時選定療養費 (紹介状なし)	再診時選定療養費 (逆紹介後の受診)
5病院(虎の門、KKR札幌医療センター、立川、大手前、浜の町)以外	200床以上の病院で任意に設定 ※ただし、組合員等は免除	2病院が設定 ※ただし、組合員等は免除
虎の門、KKR札幌医療センター、立川、大手前、浜の町病院 ※組合員等の免除なし	5,000円＋消費税 (歯科は3,000円＋消費税)	2,500円＋消費税 (歯科は1,500円＋消費税)

2. 該当5病院において初診時選定療養費のご負担の対象となる方

- 該当病院を初めて受診される場合。
- 以前に該当病院を受診したことはあるが、すでに治療期間が終了した後に再び同じ科や別の科を受診される場合。(医師の指示による定期的なフォローは除きます)
- 前回と同一の病名・症状であっても、本人が任意に診療を中止し受診されていなかった場合。

3. 該当5病院において初診時選定療養費のご負担が不要な方

- 他の医療機関等からの紹介状をお持ちの方。
- 緊急な診療を必要とされる方。(救急車で来院された方)
- 特定の疾病等により、各種公費負担制度の受給対象となっている方。
- 該当病院に通院中の方で、他の診療科を受診される方。
- 特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった方。
- 外来受診後そのまま入院となった方。等

※ 該当病院宛の紹介状につきましては、各共済組合の運営する診療所も活用して下さい。